

五士会無料相談会

日時 1月16日(土)

午前10時～午後3時

会場

とちぎ健康の森・生きがいづくりセンター

(宇都宮市駒生町3337-1)

内容

弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、税理士、司法書士の業務に関する相談

問い合わせ先

栃木県司法書士会事務局

028-614-1122

必ずチェック 最低賃金！
使用者も労働者も

栃木県最低賃金が10月1日より「時間額685円」に改正されました。

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。詳しくは栃木労働局労働基準部貸金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問い合わせ先

栃木労働局労働基準部貸金室
028-634-9109

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

⑱心身障がい者に係る軽自動車税の減免について

障がいのある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。軽自動車税が減免される場合は、次の2つに分けられます。

減免の種類	申請に必要な書類
身体障がい者等による減免 身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車、または身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車	◎減免申請書（身障者による減免用） ◎申請者の印鑑 ◎車検証の内容がわかるもの（車検証の写し） ◎障がい者手帳等（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳） ◎運転する方の運転免許証 ◎軽自動車税納税通知書（当該年度のもの）
構造による減免 構造が身体障がい者等の利用に供する特殊な軽自動車、車いす移動車など	◎減免申請書（構造による減免用） ◎車検証の内容がわかるもの（車検証の写し） ◎軽自動車の写真（側面及び後面で、後面はナンバーがわかるもの） ◎納税義務者の印鑑 ◎軽自動車税納税通知書（当該年度のもの）

※障がい者1人につき1台の軽自動車のみとなります。また、普通自動車等で減免を受ける場合は、軽自動車でも減免を受けることができません。

※毎年度の申請が必要です。毎年納期限の7日前までに市税務課へ申請してください。

葬儀でトラブル???!!! 突然やってくる身内の不幸。冷静に対応と思っても…。

- 遺体の搬送依頼をしたら、勝手に葬儀の準備まで進めていた。
- 動転して言われるままに契約してしまった。
- 見積もりとかけ離れた高額の請求書が届いた。
などといった葬儀サービスに関するトラブルが寄せられている現状です。そうした際に、私たちは…
- 病院指定の業者に自宅までの搬送を依頼しても葬儀まで契約する必要はありません。
不要であれば、毅然とした対応で断りましょう。
- 必ず見積もりをもらい、葬儀業者との打合せには自分たちの希望をきちんと伝えましょう。メモをきちんと取りましょう。
- 見積もり内容を確認しましょう。追加費用が必要か確認しましょう。
「～一式」の記載に対して内訳を確認しましょう。必ず見積もりをとって納得してから契約しましょう。
疑問に感じたら消費生活センターへ相談しましょう。

下野市消費生活センター（市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内）

専用ダイヤル (44)4883

相談可能日 月曜～金曜（土日・祝日及び年末年始を除く）

受付時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）

栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。（受付時間 午前9時から午後4時）